

令和元年10月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和元年10月17日(木) 午前9時36分
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 大場健哉  
教育長職務代理者 遠藤一幸  
二番委員 高橋明子  
三番委員 荒明美恵子  
四番委員 大森佳彦
- 4 出席職員 教育部長 江花一治  
教育部参事 佐藤健志  
教育総務課長 大瀧浩信  
学校教育課長 五十嵐博也  
生涯学習課長 田部一  
文化課長 植村泰徳  
中央公民館長 栗城由紀  
教育総務課長補佐 佐藤裕市  
学校教育課長補佐 佐藤茂雄  
生涯学習課長補佐 田中勲  
生涯学習課長補佐 高橋淳  
文化課長補佐 鈴木美智子  
中央公民館長補佐 佐藤誠
- 5 閉会 午前11時38分

令和元年10月教育委員会定例会

日 時 令和元年10月17日(木) 午前10時  
会 場 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 会期の決定

3 書記の指名

4 会議録の承認

5 報告事項

(1) 行事等の報告 (教育総務課) P 1

(2) 教育長の報告

報告第11号 共催及び後援等の承認について (教育総務課) P 2

6 審議事項

議案第24号 学校歯科医の解嘱及び委嘱について (学校教育課) P 5

議案第25号 喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針について  
(学校教育課) P 6・別冊

議案第26号 喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の  
変更について (文 化 課) P 7・別冊

議案第27号 喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱について (中央公民館) P 8

7 協議事項

協議事項2 平成30年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行状況の点検・評価について (教育総務課)別冊

8 その他

(1) 教育長及び各委員から

(2) 事務局から

・令和元年度教育委員先進地視察研修計画(案)について (教育総務課) P 9

・令和元年度「喜多方市子ども議会」の実施について (学校教育課) P10

9 連絡事項

(1) 令和元年度教育委員会会議の開催日程(案)について (教育総務課) P11

10 閉 会

教育長                    それでは、全員おそろいになりましたので、これより令和元年10月教育委員会定例会を開会したいと思います。

                              開会時刻であります、午前9時36分ということでお願いいたします。

                              続いて、2番の会期の決定に移ります。会期につきましては本日1日としたいと思います、これにご異議ございませんか。

                              <異議なしの声あり>

教育長                    では、異議なしということですので、会期については本日1日といたします。

                              続いて、3番の書記の指名に移ります。書記につきましては、教育総務課の佐藤裕市課長補佐を指名したいと思います、ご異議ございませんか。

                              <異議なしの声あり>

教育長                    では、異議なしということでございますので、書記については教育総務課の佐藤裕市課長補佐をお願いいたします。よろしくお願いたします。

                              次に、会議録の承認に移ります。令和元年8月の教育委員会定例会の会議の議事録につきまして、内容等、あと加除事項も含めて、何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

                              <なしの声あり>

教育長                    それでは、特になしということですので、8月の議事録につきましてはこのとおり承認することといたします。

                              続いて、5番の報告事項のほうに移ります。

                              初めに、(1)として行事等の報告について、事務局から何かありましたら。

教育総務課長            それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

                              前回、9月の定例会開催日の9月24日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり7件ございました。日時、行事名、開催場所、出席いただいた皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上でございます。

教育長                    ただいま事務局から説明ありましたが、行事等の報告について、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

                              <異議なしの声あり>

教育長                    それでは、異議なしということで、行事報告等については、こ

のとおり承認することといたします。

続いて、(2)に移ります。教育長の報告ということで、報告第11号共催及び後援等の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第11号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、9月の定例会以降、共催を1件、後援を5件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

それぞれの内容等につきましては、各所管課から説明させていただきます。

学校教育課長

それでは、3ページお開きください。

初めに、共催1件申し上げます。

事業名が、第54回そろばんグランプリ会津北部、開催日等につきましては、記載のとおりでございます。

参加選手につきましては、原則として会津北部地域内の珠算塾、または学校に通っている児童生徒、申し込み締切日は11月13日になります。

以上でございます。

生涯学習課長

生涯学習課からは、後援4件についてご報告を申し上げます。

後援の2番、第40回F T V旗争奪福島県リトルリーグ野球秋季マイナー大会でございますが、これは小学校3年生・4年生を対象といたしまして、日ごろ大会出場の機会の少ない児童に大会を通して誠実さや勇気を育んでもらうことを目的に開催しているということでございます。参加は、8チームでございました。開催日以下、記載のとおりでございます。

次に後援の3番、秋季耶麻少年剣道大会でございます。これは、耶麻地方の小中学生を対象としました剣道大会でございます、個人戦95人、団体戦23チームの参加でございました。開催日以下、記載のとおりでございます。

4番の事業名「平和への集い・喜多方」でございますが、これは若い世代に平和をつなぎ、日常の平和の大切さを確認できる場としたいという目的で開催しております。喜多方市も後援を行っておりまして、内容は平和美術展、平和の作文発表、レオキャッツダンス発表などが行われる予定でございます。開催日以下、記

載のとおりでございます。

次ページの6番、現代版組踊り「息吹～南山義民喜四郎伝」喜多方公演でございます。この事業でございますが、目的は自分の住む郷土の歴史を知り、生まれた地域に誇りを持って舞台活動を通じた地域間交流、人間力向上、地域の観光促進、活性化に寄与することを目的に開催しているというものでございます。

なお「息吹」という団体でございますが、南会津を中心に活動している団体でございます。地元の荒海小学校、南会津中学校、下郷中学校、田島高校などの児童生徒が入団している団体でございます。

また、演技する「南山義民喜四郎伝」でございますが、これは江戸時代に現在の金山町に生まれました小栗山喜四郎を中心として描いた御蔵入騒動を演じるもので、この喜四郎は1720年、江戸時代に南山御蔵入領、現在の南会津郡全域と大沼郡の一部だそうでございますが、この年貢の減免や江戸廻米に反対を要求いたしました。しかし、田島代官所や幕府へ直訴をいたしました。しかし、翌年処刑となった人物で、このような人物を中心に演劇をするというような内容でございます。開催日以下、記載のとおりでございます。

以上です。

文化課長

それでは、文化課所管分について申し上げます。

3ページにお戻りいただきまして、ナンバー5、事業名福島県立博物館友の会主催令和元年度第1回特別記念講演会でございます。この事業につきましては、博物館の友の会会員の文化財への理解を深めるという目的で実施されます講演会でありまして、会員のみならず一般の方も対象としております。県立博物館学芸員によります「東日本における会津の古墳」と題した講演会となっているところであります。開催日以下につきましては、記載のとおりであります。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

それでは、今事務局より共催1件、後援5件についての説明がりましたが、この内容につきまして委員の皆様からご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

では、異議なしということですので、この報告11号共催及び後援の承認については承認されました。

続いて、6番の審議事項に移りたいと思います。

議案第24号から第27号まであるわけなんです、個々の議案に入る前に事務局よりこの内容等について加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長      こちらについては、特に加筆訂正等ございませんので、よろしく  
お願いいたします。

教育長            それでは、加筆訂正等ないということですので、初めに  
議案第24号を取り上げたいと思います。学校歯科医の解嘱及び委  
嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長      それでは、5ページをお開きください。議案第24号学校歯科医  
の解嘱及び委嘱について。

学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校歯科医を下記のと  
おり解嘱及び委嘱いたします。

提案理由は、退任届けの提出に伴い学校歯科医を解嘱するとと  
もに、後任として新たに学校歯科医を委嘱するものであります。

解嘱学校歯科医、それから学校歯科医委嘱候補者につきましては、  
記載のとおりでございます。委嘱日は令和元年11月1日です。

以上でございます。

教育長            それでは、今の案件についてまず初めにご質問はございませ  
んでしょうか。

大森委員          大森です。

この学校歯科医については、任期というのはあるんですか。

学校教育課長      任期ございません。

教育長            特に任期はないということですので、よろしくお願  
いいたします。

ほかにご質問ございませんか。

<なしの声あり>

教育長            では、ご意見はございませんか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長            では、議案第24号についてであります、異議なしとい  
うことでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長            それでは異議なしと認めますので、議案第24号学校歯科医の  
解嘱及び委嘱についてこのとおり可決されました。

続いて、議案第25号喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本  
方針についてを取り上げますので、事務局より説明をお願いいた  
します。

学校教育課長            それでは、6 ページお開きください。議案第25号喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針について、別紙のとおり定める。

提案理由といたしましては、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会からの答申を踏まえ、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針を別紙のとおり定めるものでございます。

別紙、喜多方市立小中学校適正規模適正配置の基本方針（案）の内容につきまして審議会において了承され、会長から答申が出されたものであります。

以上です。

教育長                    それでは、小中学校の適正規模適正配置の基本方針に関係してですが、これについてまずご質問はございますでしょうか。

<なしの声あり>

教育長                    それでは、続いてご意見はございますか。

<なしの声あり>

教育長                    では、異議なしということよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長                    では、異議なし認めますので、議案第25号喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針については原案のとおり可決されましたので、よろしく願いいたします。

続いて、議案第26号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の変更についてを取り上げます。

事務局より説明を求めます。

文化課長                 それでは、次第の7 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第26号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の変更についてであります。

これにつきましては、この喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4条の規定に基づきまして、同審議会に下記のとおり諮問したいとするものであります。

なお、今回のこの変更につきましては、令和元年4月1日施行の改正文化財保護法によりまして、伝統的建造物群保存地区に係る文言の変更があったため、本市のこの伝統的建造物群保存地区保存計画についても文言等の変更をしたいとするものであります。変更の部分が多岐にわたっておりますので、細かく1点1点申し上げませんが、まず別紙1をごらんいただきたいと思っております。

今回の大きな変更点が2つありまして、1つ目は、これまで伝統的建造物の保存地区の保存計画となっておりましたが、法の改正によりまして「活用」ということで、文化財をより積極的に活用するという趣旨がございまして、「保存計画」も「保存活用計画」に変更になり、その他「活用」という文言がそれぞれの場所に記載されるという内容となっております。

それから、2つ目の大きな変更点であります、「6. 推進体制」というものが新たに追加されております。この部分につきましては、保存活用計画の中でより文化財を活用していくための推進体制について、明確に計画の中に示すようにということで、新たに追加された項目であります。

続きまして、表の後ろから2枚目、第7章「保存及び活用のため必要な事業計画」ということで、この第7章も新たに全て追加となったところであります。これにつきましても、「活用」に関します詳細な事業計画を示すという意味合いで、この部分を新たに追加したという内容となっております。

別冊につきましては、赤字で示されている部分につきましては新たに修正追加した部分となっております。

続きまして、次第にお戻りいただきまして、7ページの2「伝統的建造物（特定物件）の追加」であります。これにつきましては、記載の2件の建造物につきまして所有者から特定物件にする旨の同意をいただいたところであります。この2件につきまして、今ほど説明を申し上げました保存計画の中に追加で表記をしたいとするものであります。

2件のうち建物の187につきましては、はっきりした年代わかりませんが明治以前のもので、2階建てで、もともと店舗として使われていた大変貴重な建物だということでもあります。今はタウンの屋根になっておりますが、中にカヤ葺きの屋根がそのまま残っているものであります。

続きましてその下、建物の188につきましては、写真のとおり大変大きな建物で、木造の3階建ての付属屋となっておりますが、これはみそをつくっていた作業場の一部ということでもあります。

場所についてご説明を申し上げます。2件の建物につきましては、地図の中央に交差点がございまして、東西に走っておりますのが国道459号、縦の線が小田付通りになっておりまして、赤色で示した2件につきましては、保存計画に表記をさせていただきた



いということで、諮問をするための内容となっております。

この改正の中身について、もう少し要点を申し上げますと、まず表紙について、先ほど申し上げましたように「保存計画」に「活用」という文言が追加されるものであります。

1 ページ、2 ページをごらんいただきますと、表題の部分等にその「活用」という文言が追加されるところであります。

次に、10ページの「6. 推進体制」のところでありましてけれども、この部分につきましてはそれぞれの文化財を活用するための体制について明記をするということで、(1) 庁内の体制、これは①担当部局については専門職員として文化課については学芸員、都市整備課については建築士の技術職員を配置しているというような、それぞれの担当について明記をします。

②の関係部局につきましては、記載の関係する部局等々で挙げられるということで、明記をしていくというような中身であります。

(2) では関係機関、(3) については関連する諸団体・組織等について表記をして、これらについて推進を図っていくというような内容となっております。

11ページをごらんください。②技術・技能者の団体・組織というふうなところにつきましては、伝統的な建造物でありますので、それらの建造物に詳しい方々の団体・組織等とも連携をしながら進めていくというふうな内容を記載したいとするものであります。そのほか、地区の活用にかかわります団体との連携、審議会等において保存地区全体の協議等々を行っていく中身でありまして、記載にありますような関連する審議会等と連携しながら、必要に応じて連携の審議会へ建議を行うこととしたいとする内容であります。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。第7章としまして「保存及び活用のため必要な事業計画」ということで、これも主に「活用」の部分が入ってきましたので追加となっております。伝建地区内に関する計画を明記していくということでありまして、1番は「地区内建造物に関する計画」で「公開」、あるいは「空き家・空き地対策」、2としまして「情報発信」。

16ページの上には「保存団体・人材育成等に関する計画」ということで、「人材育成」から「保存・活用のための組織、団体、ネットワークの構築」、それから「地域振興・賑わい創出に関する計画」について記載をして、保存と活用を図っていききたいとい

うような内容となっているところでもあります。

以上です。

教育長

ただいま、事務局より別紙及び別冊も含めて説明がありました  
が、まずこのことについてご質問はございませんでしょうか。

高橋委員

高橋です。質問ですが、歴史的・文化的に価値のある建築物に  
ついて保存するという事は理解できるんですけども、歴史と  
文化を考えると例えば伝統的な「彼岸獅子」のようなものとか祭  
礼とか、そういったものもその地区の歴史的なものだという感じ  
がするんですが、そういったものについての保存というのはここ  
に入ってくるのでしょうか。

文化課長

この計画につきましては、伝統的建造物群保存地区に選定され  
た小田付地区に限った保存活用の計画ということでありまして、  
保存計画の中のさまざまなものが対象となってきます。

高橋委員

保存だけでなく活用ということまで考えると、やはり生活に関  
連するものなので民俗的なものや無形のものについても、保存だ  
けではなく活用する中に入ってくるのかなと思ったものではな  
ら。

教育長

よろしいですか。

荒明委員

表紙を見ると「建造物群」とあるので、無形はまた別じゃない  
のかなと私は思って読んでいました。有形・無形全て、この「建  
造物群」に入るといえるのでしょうか。

文化課長

この保存地区の中では、商売繁盛の守護神を祀ったり、醸造業  
の家では水の神様を祀ったりと、そうした地区の中で行われてい  
る生業に関するいろいろな行事等についても、全体的に保存をし  
ていくと。

保存計画の中に表記はされておりませんが、民俗的なものも入  
っているということでもあります。

教育長

そうすると、この小田付地区の中のいわゆる無形の部分も入る  
というふうな解釈でよろしいんですね。

文化課長

そのように解釈しております。

高橋委員

わかりました。活用まで入ると保存の仕方も変わってくるな  
というふうに思ってこれを読んだものですから質問しました。

文化課長

活用という部分でありますけれども、基本的にこの地区内の建  
造物については指定文化財のように全てもとのままにしておか  
なければならないということではありません。特定物件と言われ  
るものについては外観だけはそのままにして、建物の中身につい  
てはいろいろ変更して構わない。そういった意味で、活用も図っ

ていただきたい。

例えば、昔の家を店舗や事務所のように改装して使っていくことが可能だということで、活用という部分で建物を使っていたきたいという内容であります。

教育長

大内宿を考えれば、建物は昔のカヤ葺きそのままの作りであり、それを保存しながらも、中は例えばそば屋さんであったり、お土産屋さんであったりというような部分で活用しているというイメージ。

高橋委員

わかりました。その「活用」という言葉が入ると、少し誰が活用するのかなというのを考えながら読んだんですけども、地域の人たちというよりは、むしろ観光なども見越して地域が活性化するというような、そういうイメージになるということでしょうか。

文化課長

そういったイメージもあろうかとは思いますが、全て観光客の方々を対象としているものではなく、地元の方々なども活躍をしていただきながら、伝建地区として発展振興していきたいという内容となっております。

教育長

ほかにご意見等ございますか。

<なしの声あり>

教育長

なお、特にこの別冊の中身についてはいろいろな部分でこれから活用したり、いろいろな方が見たりという部分もありますので、後で気がついた点があれば教育委員会のほうにお寄せください。よろしく願いいたします。

では、このことについて、ほかにご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

<なしの声あり>

教育長

異議なしということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは、議案第26号喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区保存計画の変更については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第27号喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱についてを取り上げます。

事務局より説明をお願いいたします。

中央公民館長

私からは、議案第27号をご説明申し上げますので、8ページをごらんいただきたいと思っております。議案第27号喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱についてであります。松山公民館長からの辞職願

いの提出に伴い公民館長を解嘱し、その在任期間について後任の公民館長を委嘱するものであり、喜多方市公民館組織運営に関する規則第5条第1項の規定に基づき喜多方市公民館長を下記のとおり解嘱及び委嘱いたします。

1. 解嘱館長、松山公民館長で、氏名・住所・性別・年齢につきましては記載のとおりです。なお、解嘱日は令和元年10月31日でございます。

2. 公民館長候補者、氏名・住所・性別・年齢は記載のとおりです。なお、新任の公民館長は、前館長の在任期間となるため、令和元年11月1日から令和3年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。

教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第27号の内容等について、まずご質問はございますか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、ご意見はございませんでしょうか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、異議なしということによろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは異議なしと認めますので、議案第27号喜多方市公民館長の解嘱及び委嘱については原案のとおり可決することといたします。

以上で審議事項のほうは終わります。

続いて、7番の協議事項を取り上げます。

内容に入る前に、事務局より加筆訂正ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

こちらについても、特に加筆訂正等はありませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、協議事項のほうに移ります。平成30年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価についてであります。まず事務局より説明を求めます。

教育総務課長

それでは、協議事項2につきましてご説明させていただきますので1ページをお開き願います。

平成30年度の教育委員会の事務に関する点検・評価でございますが、この点検・評価につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて行うもので、教育振興基本計画の施策体系に基づいて、まず、平成30年度に実施し

ました重点事業の点検・評価を行い、その評価に基づき今後施策目標、基本目標について評価を行うものでございます。

今後、喜多方市教育振興基本計画審議会を開催し、いわゆる外部の評価をいただきながら総括をしてまとめるというような内容でございます。

本日協議いただく内容につきましては、基本目標1から3までの内部評価を終えた部分で、残りの部分につきましては次回11月の定例会でご協議いただく予定でございます。その後12月の定例会において、基本計画審議会からの意見を含めた報告書案について、最終的な審議をしていただくという予定をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5ページをお開き願います。

評価の見方について、簡単に説明させていただきます。まず重点事業に関する評価ということで右上に「基1施①-1」とありますけれども、これは基本目標1の施策目標①の事業番号が1ということを表しております。

次に、事業名称、その内容、予算額、決算額が記載してございます。

次に、平成30年度の取組状況ということで事業の目的、対象・手段・意図・結果ということが記載してございますけれども、対象としましてはこの事業が働きかける対象などを記載してございます。手段では、この事業の取り組みについて記載してございます。意図としましては、この事業を行うことにより対象をどういう状態にするのかということに記載してございまして、結果でこの対象の部分を意図にする状態にした上で、さらに何に結びつけるかというのを記載してございます。

この平成30年度の取り組みをしている状況の中で、今年度令和元年度の改善点ということで、この中で令和元年度に改善点があった部分についてここに記載するという内容になってございます。

一番下の表になりますけれども、この事業による効果があったのかどうかをまず確認いたしまして、その下に課題がありますが、この事業の課題について記載し、最後に来年度、令和2年度に向けた方向性ということで、拡充・継続・縮小・改善・統合の中から1つ、例えば5ページでいいますと、継続というのを選択しながら令和2年度に向けた方向性というものを記載してございます。

表の見方については以上でございます。

なお本日は、時間も限られてございますので、平成30年度の取組状況のうちの事業の詳細と、令和元年度の改善点、そして一番下の欄でございます事業による効果・課題、令和2年度に向けた方向性について説明させていただきます。

それでは、各課から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課長

学校教育課からご説明いたします。

事業名称等は「喜多方市人づくりの指針」の活用、特別の教科道徳指導力育成事業、心を豊かにする情操教育と読書を楽しむ教育活動です。事業の詳細につきましては、各教科では全ての教科で主体的に考える力をつける場を設定する。道徳・特別活動では、個性を重視した自分の生き方を考える題材を用いた教育を展開する。特別な教科道徳授業づくり研修会を実施する。今年度の改善点は、校長会や学校訪問において、考え議論する道徳の授業の実施について指導する。

下段の事業による効果について、小学校では「あてはまる」と答えた割合は向上しました。課題につきましては、前年度比の数値が低く、自己啓発力が高まっていない。来年度に向けた方向性としましては継続で、校長会や学校訪問を通して考え議論をする道徳の授業のポイントについて各校の現職教育の時間や職員会議の時間に確認することを指導していきます。

次のページ、学びの力パワーアップ事業（自尊心、自己肯定感を育む教育の展開）です。事業の詳細は、児童生徒との触れ合いの場を多くとる。計画的な教育相談とアンケートを実施する。「調べる、考える、書く」活動を授業に位置づける。児童相互のよさを伝え合う時間「なかたくタイム」の実践。今年度の改善点は、他校の実践を校長会や学校訪問時に紹介していきます。

下段の事業による効果については、平均値は下がっているが、「なかたくタイム」など創意工夫しながら効果を上げている学校も訪問時に見られました。課題としましては、各学校間で差がある。来年度に向けては継続で、他校で向上が見られた実践について共通理解を図っていきたいと思います。

7ページをごらんください。学びの力パワーアップ事業（知的好奇心や問い力を育成する教育の展開）です。事業の詳細は、学校教育課指導主事、学校教育指導員の派遣（指導訪問）及び授業改善のための会津教育事務所指導主事の派遣（要請訪問）による

指導。各学校での事業の趣旨を生かした授業実践の展開です。今年度の改善点は、学力指導及び生徒指導支援としての学校訪問の実施、こちらからどんどん出向いていくということをしておりません。

事業による効果は、平成30年度の学校訪問（指導訪問、要請訪問）を通して学力向上につながる主体的・対話的で深い学びを意識した授業が見られるようになってきました。課題としましては、授業でのまとめが不十分であったり、講義形式の指導方法も見られたため、具体的に指示を行ってきました。来年度に向けては継続で、校長会や学校訪問時に指導主事より具体的に「主体的、対話的で深い学び」について個別に指導していきます。

8ページ、ごらんください。学びのキャパシティアップ事業（学校司書配置事業）、それから、オフ・スクリーン喜多方っ子運動。事業の詳細は、市内小学校17校、中学校7校へ学校規模や小中学校のバランスを考慮し、ローテーションにより週1日から2日、業務委託により学校司書を配置する。「喜多方市の学校教育」の中にある「みんなで育てよう！喜多方の子ども」や「メディアとつきあう力を育成するために」を参考資料として指導を行うよう、校長会や学校訪問時に指導する。今年度の改善点は、各校にて保護者・児童を対象にメディアコントロールについて説明会を行うよう指導する。

事業の効果については、小学校の読書時間及び小中学校の図書館利用日数が向上しています。課題は、中学校の読書時間が昨年度を下回ったこと。来年度に向けては継続で、図書室の環境整備及び授業と関連する図書の紹介の仕方を工夫してまいります。

9ページ、ごらんください。学びのキャパシティアップ事業（思考力・判断力・表現力、活用・応用する力を養う教育の展開）です。事業の詳細は、主体的・対話的で深い学びの実践。既習事項や自己の経験を生かせる授業の実践。グループディスカッション等の討論や話し合い活動を導入した授業実践です。今年度の改善点は、学校訪問で教職員に指導を行う際に、主体的で対話的で深い学びについての理解を深める具体的な指導を行います。

下の段の効果、ごらんください。平成31年度から出題形式が変わり、A・B問題が統一された形式となったため比較は簡単にはできないが、小学校国語のAを含めた問題において「下回る」から「やや下回る」へ改善傾向が見られました。これは春に行ったものですから、平成31年度のデータを指標のところに入れていま

すが、平成30年度までは、A問題はどちらかという基礎・基本的なもの、B問題は活用力を問うものということで分かれていたのが、平成31年度からは一緒になりました。課題としましては、新学習指導要領の理解が伴っていないことで、講話型の授業スタイルが多い。来年度に向けては継続、各学校において指導訪問等で学びの質を高める授業について指導する。

10ページ、ごらんください。教職員人事評価制度。事業の詳細は、教職員一人一人が職務区分、経験年数に応じた自己目標を人事評価シートに設定する。期首面談・中間面談・期末面談において管理職から指導助言を受ける（管理職は、教育長及び学校教育課長、主幹より指導助言を受ける）日常の職務でのフォローアップをする。フィードバックに工夫を加え、課題解決に向けた面談を進める。今年度は、特に改善点はありません。

事業による効果は、平成30年度は実施4年目となり、学校の教育目標との整合性、自己の役割や職務上の課題に則した自己目標の設定、より効果が上がるための具体的な手だてがそれぞれ見えるようになり、中間面談や期末面談を通して実践を振り返り、次年度に生かすことができている。課題は特にありません。来年度に向けては継続で、教員一人一人が自己目標を確実に設定し、管理職の指導助言を生かしながら、みずから能力開発や資質の向上に向けた人事評価に取り組めるように、指導助言に努めてまいります。

11ページ、ごらんください。喜多方市立小・中学校適正配置事業。詳細は、中学校区ごとに7回保護者意見交換会を開催、それから小学校区ごとに16回地域意見交換会を開催しました。喜多方市立小・中学校適正規模適正配置審議会を2回実施しました。改善点は、特にありません。

効果は、適正規模適正配置に関する保護者・地域住民の意見や考えをおおむね把握することができました。また、喜多方市立小・中学校適正規模適正配置審議会において、基本方針前半部分をまとめることができました。令和2年度に向けては継続で、実施計画案を策定し、地域等へ説明を行ってまいります。

12ページ、ごらんください。学校給食事業。詳細は、①市内5カ所において給食に使用する給食食材の放射能物質を測定し、安全を確認して給食に使用します。②給食従事者全員に市研修会で毎年、「学校給食における衛生管理」の学習の場を設け、調理設備、食品の取り扱い、調理作業等の衛生管理の徹底を図っており



ます。③地元農産物を使用することで生産者の顔が見え、安心できる食材が給食に提供できるように努めております。令和元年度の改善点につきましては、①②につきましては継続、それから③につきましては地元農産物使用割合をさらに向上させています。

事業による効果、①放射性物質を検査することで、検出限界値を超えた食材の給食への使用はなく、安全性を確保しています。②食中毒は抑制されておりまして、異物混入については重大な事故にならず、おおむね抑制されております。③学校給食における地場農産物の活用状況調査では、平成28年度から平成29年度にかけて大幅に増加し、平成30年度は一定の活用が図られていると言えます。令和2年度に向けては改善、地元農産物の活用促進に向けてさらに検討して、使用割合を高めていきたいと考えております。

13ページ、ごらんください。小・中学校学校給食費負担軽減事業。事業の詳細は、市内に住所を有する児童生徒の保護者に対し、年間給食総額の2分の1を補助することにより、経済的負担を軽減させる。令和元年度の改善点は、特にありません。

効果は、子育て世代の保護者の経済的負担が図られました。課題としましては、年間給食費の2分の1相当額の補助率が妥当かどうかについて検討するという事です。来年度に向けては継続で、今後も継続的に取り組む必要があるかを精査して、次年度以降の事業の取り組みを検討してまいります。

14ページ、ごらんください。学校課題対応事業。詳細は、特別支援教育アドバイザー相談依頼166件、スクールカウンセラー相談依頼99件、スクールソーシャルワーカー相談依頼183件、思春期心身アドバイザー相談依頼0件、小学校農業科支援員出動565日、学校司書勤務日数1,699日、ALT6名1,164日、学校指導補助員1名180日、学校生活支援員24名4,446日、学習サポーター小学校6名328時間、ボランティア学習サポーター小学校5校136時間。改善点は、特にありません。

効果は、さまざまな学校課題に対応できる専門性を持つ人員を配置することにより、その時間そのものは教職員が本来の業務内容に取り組むことができたため、子どもと向き合う時間や教材研究の時間が生み出されております。課題としましては、学校に対する継続的な支援を行い、校内指導体制のより一層の強化を図ってまいります。来年度に向けては継続で、より強化して継続してまいります。

教育総務課長

それでは、15ページをお願いいたします。事業名称は、音楽祭参加補助でございます。こちらは、小学校に対して補助するものです。事業の詳細につきましては補助要綱で定める交通費、宿泊料、昼食代、参加料および楽器運搬料の補助で、補助実績につきましては平成28年、29年は記載のとおりでございます。平成30年度は277人に対しまして45万7,000円の補助を行ったところでございます。令和元年度の改善点につきましては、補助対象となる大会の見直しや、昼食代を補助対象外とするなど、補助要綱の一部を改正いたしました。

事業による効果といたしましては、小学校が教育活動として参加する音楽祭について、その経費の一部を補助することにより支援し、保護者の経済的負担を軽減することができました。また、この支援により音楽祭に参加しやすい環境をつくり、児童の意欲や向上心の高揚につなげることができました。課題は特になしということです。令和2年度に向けた方向性としては継続でございます。児童の向上心と意欲が高まるとともに、保護者の経済的負担の軽減が図られております。地域を支え、未来を開く人材を育成するために、今後も継続して支援を行いたいと考えてございます。

なお、市全体で現在補助金等の適正化に関する方針により見直し、検討をしておりますので、その方針に沿った検討などを行いたいというふうな方向でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。16ページにつきましては、中体連等参加補助でございます。こちらは中学校に対する補助でございます。平成30年度の実績につきましては、小学校と同じでございます。補助要綱で定める交通費、宿泊料、昼食代、参加料及び楽器運搬料の補助でございます。補助実績につきましては、平成28年・29年は記載のとおりでございます。平成30年度につきましては、4,077人に対して1,389万1,000円の補助を行ったところでございます。

なお、令和元年度の改善点、効果、課題、令和2年度に向けた方向性につきましては、先ほどの小学校の分と内容同じでございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

学校教育課長

続いて17ページ、ごらんください。児童生徒保護者負担軽減事業（就学支援事業）でございます。事業の詳細につきましては、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に

対し、就学援助を行います。必要な認定要件を満たした保護者に対し、就学に必要な学用品費や学校給食費などを就学援助費として支給します。平成29年度から、入学する前年度に新入学児童生徒学用品等の支給を希望する場合には、認定者に新入学準備金として支給しております。元年度は、特に改善点ありません。

効果ですが、新入学に係る学用品費や修学旅行費など、経済的に困窮している家庭にとって負担が大きいものに関しての援助項目もあり、保護者の負担が軽減され、より円滑な就学支援ができております。

教育総務課長

続きまして、18ページをお願いいたします。事業名称は奨学資金貸付制度でございまして、平成30年度の取組状況につきましては、条例に定める資格を有する者及び在学、または在学していた学校長の推薦する者に対して無利子で奨学資金を貸与したものでございます。高校は1人月額1万5,000円、高等専門学校及び先週学校につきましては1人月額2万5,000円、大学及び短大につきましては1人月額3万円でございます。貸付状況でございますが、平成28年・29年は記載のとおりでございます。平成30年度につきましては、9人に対して270万円の支給を行ったところでございまして、高校生が3人で、うち新規1名、大学生が6人で、うち新規3人でございました。令和元年度の改善点につきましては、近年奨学資金の利用者が減少していることから、利用しやすい制度への見直しを今現在検討しているところでございます。

事業による効果につきましては、意欲と能力があるにもかかわらず経済的な理由により就学が困難な生徒または学生に対し、奨学資金貸付制度により奨学資金を貸与し、就学を支援することができました。課題につきましては、貸付償還金に収入未済額が発生していることと、奨学資金の利用者が減少しているという課題がございます。令和2年度に向けた方向性としましては、継続といたしまして意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な生徒または学生に対して、教育の機会均等を図るため今後も継続して支援を行いたいとするものでございまして、なお奨学資金の利用者が減少しておりますので、令和元年度に制度の見直しを行うため、令和2年度につきましては見直しに沿った支援を行いたいとするものでございます。また、貸付償還金の収入未済額の解消を図るために、引き続き文書や個別訪問等による督促を強化いたします。

続きまして19ページでございますけれども、小・中学校の施設

改修・改築事業でございます。平成30年度の取組状況につきましては、記載のとおり小・中学校暖房改修事業、こちらにつきましては姥堂小学校の暖房設備改修でございます。あと以下につきましては、記載のとおりでございます。令和元年度の改善点につきましては、特にございません。

事業による効果でございますが、学校施設としての適切な機能を維持できるとともに、危険箇所の解消等により安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備につながったものでございます。課題につきましては、これらの事業は中期財政計画に位置づけ、計画的に実施しておりますが、多額の費用が必要となりますことから、財源の確保が大きな課題でございます。今後は、小・中学校の適正規模適正配置の取り組みと連動しながら、本市の公共施設等総合管理計画を踏まえながら、より詳細な長寿命化等を策定する必要がございます。令和2年度に向けた方向性といたしましては継続ございまして、小・中学校の適正規模適正配置を踏まえながら、より詳細な学校施設等の長寿命化計画を計画的に策定する。計画的な施設改修のほか、施設・設備の劣化等による危険箇所が増加していることから、それらに対応する事業を引き続き実施したいという方向でございます。

続きまして20ページでございますが、小・中学校施設設備の充実事業でございますが、内容的には前のページと大体同じような内容でございます。事業の詳細といたしましては、第一中学校のトイレの改修工事などを実施してございます。令和元年度の改善点としましては、近年ご存知のとおり小・中学校の24校の普通教室にリース方式によりエアコンを設置いたしました。

事業による効果・課題・令和2年度に向けた方向性につきましては、19ページと大体内容が同じでございますので、説明は省略させていただきます。

21ページでございますが、こちらにつきましては学校施設改修等計画の策定ございまして、平成30年度につきましては施設カルテの更新や簡易劣化度診断を実施いたしまして、令和元年度に個別施設計画を策定するものでございます。令和元年度の改善点は、特にございません

事業による効果につきましては、学校施設等の状況を把握し、長期的な視点での施設更新や老朽化対策など管理等に関する個別計画を策定することにより適正な施設管理を推進し、施設の長寿命化につなげるものでございます。課題につきましては、小・

中学校の適正規模適正配置の取り組みとあわせ、適正な施設管理を推進するには本市の公共施設等総合管理計画個別施設計画を踏まえながら、より詳細な長寿命化計画を策定する必要がありますので、令和2年度に向けた方向性といたしましては継続で、小・中学校の適正規模適正配置を踏まえながらより詳細な学校施設等の長寿命化計画の策定を計画的に進めるという方向性にいたしましたのでございます。

続きまして、22ページをお開きください。スクールバスの運行業務委託でございまして、平成30年度の取り組みといたしましては喜多方地区が入田付方面の第三小学校と第三中学校になりますが、バス1台1路線。塩川地区につきましては駒形地区で駒形小と一部塩川中学校のバス1台1路線でございます。山都地区はバス4台4路線、これは山都地区全体でございます。高郷地区も地区全体で、バス3台3路線でございます。平成元年度の改善点につきましては、特にございません。

事業による効果といたしまして、スクールバスを運行することにより児童・生徒の通学時の安全・安心を確保できました。課題、令和2年度に向けた方向性につきましては、スクールバスの運行は継続する必要がありますが、各地区によって運行内容に差異がございますので、小・中学校の適正規模適正配置の取り組みにあわせて具体的な検討を進めたいという方向性でございます。

以上でございます。

学校教育課長

では23ページ、ごらんください。児童生徒保護者負担軽減事業（遠距離通学費補助事業）でございます。詳細につきましては、スクールバス（デマンドバス）の運行により遠距離からの安全・安心な通学手段を確保する。それから、公共交通機関の利用による遠距離通学を支援すること。必要な要件を満たした児童生徒の保護者に対し、利用に係る経費を援助する。支給金額、児童は全額、生徒は2分の1になります。令和元年度の改善点は、特にございません。

効果は、遠距離通学に係る経費を支援することで、保護者の負担軽減が図られております。課題は特にございません。来年度に向けては継続、遠距離通学が必要となる家庭でも円滑に義務教育が受けられるよう、今後も継続的に取り組む必要があります。市補助金等の適正化に関する指針に沿った検討等を行ってまいります。

以上でございます。

- 教育長                   ここで一区切りしたいと思います。基本目標1 についての内容がここまででありますのが、長時間になりましたので、11時まで休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。
- それでは、11時から再開いたします。
- 教育長                   では、再開いたします。
- 今、時刻が11時ですが、点検・評価の審議については、11時半までとします。途中で終わった場合、残りの部分は次回にということで、11時半からその他の案件がいくつかあるので、そちらのほうに移りたいというふうに思いますが、よろしいですか。
- じゃあ、そのような運びでいきますので、よろしく願います。
- それでは、5 ページから23 ページの間で、ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。
- 荒明委員               まず5 ページですが、指標について、「人が困っているときは進んで助けていますか」というのが果たして妥当なのか。そういう状況が常にあるとは限らないわけですよ。だとすればこういう質問よりは、「人が困っているときはどうしたいですか」となれば、実際そういう場面があったとしてもないとしても、自分でどうするかなというふうに考えて返答すると思うんですが。質問の仕方によって、随分回答が変わるのかなというふうにも思いました。
- それから、6 ページで、「自分にはよいところがあると思いますか」ということなんですが、例えば自分の長所ばかりでなく「短所についても考えたことがありますか」とか、「長所・短所わかりますか」とか。そのほうが自分を見つめることができるというか。よいところばかりではないということで、指標についてもう少し子どもが答えやすい内容に変えたらどうかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。
- 学校教育課長       確かに、施策目標について何を基準にそれをはかるかということで、そぐわないというか、本当にこれでいいのかというところもあったんですが、全国学力学習状況調査の質問紙調査の中から一番これがいいのかなということで選んでおります。ただ、もちろんこれだけで施策目標が全てはかれるということではないんですが、1つの目安として取り入れたものでございます。ご意見、参考にさせていただきたいと思います。
- 教育長                   今あったんですが、指標そのものが施策目標の中身を完璧に受けたものではないことは間違いないんですが、課長からあったよ

うに全国学調の質問要旨の中から選んで、さらに施策目標に合ったものとしてはこれかなという部分でありますので、1つの目安という形で捉えていただければなというふうに思います。よろしいですか。

荒明委員 次の質問ですが、実績値にある学年はどのようになっていますか。

学校教育課長 これにつきましては、全国学力学習状況調査の受験対象学年で、小学校が6年生、中学校が3年生でございます。

荒明委員 わかりました。  
続いて7ページなんですけど、実績値が小学校は2.4ポイント、中学校2.6ポイントとありますが、この意味について教えてください。

学校教育課長 これは平成31年度1学期最重点内容の評価表ということで、「喜多方市の学校教育」という冊子が教職員全員に配られておりますが、その中での指導の具体的方策について、各学校で自己評価をしてもらったものになります。1から4で答える中で平均をとると、小学校は2.4ポイント、中学校は2.6ポイントということの結果でございます。

教育長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問あったらお願いいたします。

遠藤委員 22ページのスクールバスなんですけれども、令和2年度に向けた方向性というところで、運行内容に差異があるということですが、どういったところに差があるのか伺いたいと思います。

続いて、23ページの遠距離通学費扶助について、支給が児童は全額、生徒は2分の1となっていますが、先ほど円滑に義務教育を受けられるようにと説明がありましたが、中学校も義務教育ですし、予算額と決算額を見るとまだ余裕があるような状態なので、中学生も全額にならないでしょうか。

教育長 2点ありましたが、まず22ページの差異の中身について。

教育総務課長 スクールバスの関係の内容に差異があるということですが、平成30年の事業の欄をごらんいただいてもおわかりのように、喜多方地区につきましては、旧岩月小学校と旧入田付小学校が統合したときに、この地区にバスをとということで要望がございましたので、導入したというような経過。塩川地区については、駒形地区のみの運行、山都地区につきましては山都地区全体、高郷地区につきましても高郷地区全体ということで、合併前の形態をそのまま引き継いでございます。例えば、第三小学校につきま

しては新しく要望等があったために導入した、山都地区は冬期間の場合、遠距離じゃなくても乗車できるとか、そういった差異をなくす必要があるというような中身でございます。

教育長

よろしいですか。

では23ページの件ですが、遠距離通学の部分で中学校の子どもたち2分の1なんだけれども、全額にはならないかと。

学校教育課長

こちらの支給額につきましては、要綱で定めているところです。

今後、適正規模適正配置の中での通学への配慮ということもありますので、そういうところで子どもたちの負担や保護者の負担に、できるだけ配慮しながら進めていきたいと思えます。

教育長

よろしいですか。

ほかにありましたら、お願いいたします。

高橋委員

高橋です。5ページですが、事業の名称の中に「心を豊かにする情操教育と読書を楽しむ教育活動」ということで、読書に関することが入っているんですが、課題や結果などに読書のことは触れられていないので、事業継続ということではあります、具体的なことがわからない。この欄に読書と入れるのなら、読書についての評価や課題にも触れたほうがわかりやすいかなと思えました。どうでしょうか。

学校教育課長

委員ご指摘のとおり、読書についての評価が不足しておりましたので、検討したいと思います。

教育長

手段の中に「学校司書と連携した図書館の環境づくり」とあり、これは非常に成果が上がっているところなので、やっぱり少し述べたほうがいいかなというふうに思えます。

高橋委員

そうですね。「読書が好きですか」ということについて、「はい」と答えた割合が、前回の定例会の資料を見ると上がっていて、効果は確かに出ていると思うので、その辺も出していただけたらいいと思えます。

教育長

ほかにございますでしょうか。

大森委員

9ページです。新学習指導要領の理解が伴っていないことで、講話型の授業スタイルが多いとなっておりますが、これは多分先生の理解が伴っていないということだと思えますけれども、非常にこれは問題だなというふうに思っています。むしろ、これを正直に書いていただいたということは、評価したいなというふうに思えますけれども。ただ、講話型の授業スタイルが多いということについては、もちろんディスカッションができるような授業スタイルを目指すに当たって、その前提として講話型というの



もやっぱり大事なのかなと思うんですけども、理解が伴っていないという点については、今後しっかりと、先生の指導もしていただきたいなというふうに思います。

学校教育課長

学校訪問等行っていますと、どうしてもそういう授業が見られます。ご指摘のとおりそういう部分も必要などころはあるんですが、講和型に終始してしまうというのもまだときどき見られますので、学習指導要領の中身について共通理解を図れるように、指導してまいりたいと思っております。

教育長

ここは文言的には余り望ましくない言い回しですね。理解が伴っていないと、果たして言えるのかどうか。頭の中ではわかっているんだけれども、実践として実際の授業の中ではそれが反映されない部分もあるので、この文言は修正かなというふうに私は思います。いいですか、事務局。大森委員も、いいですか。

ほかにございましたら、お願いいたします。

大森委員

17ページです。事業の詳細の一番下、認定者に新入学準備金として支給しているということですけども、これは口座振込でしょうか、それとも現金支給でしょうか。

何でこれを聞いたかという、支給する相手は保護者の方なんでしょうけれども、適切な表現じゃなかったら申し訳ありませんが、本当に子どものために使われているのかどうかという部分が心配だったので質問しました。

教育長

支給方法については確認しますので、少しお待ちください。

その間ですが、先に進めたいのでほかにご意見、ご質問は。

高橋委員

14ページに戻りますが、思春期心身アドバイザー相談依頼が0件となっているんですが、これは相談したい悩みを抱える人がいないわけではない問題で、どこに相談したらいいのかというのが、子どもたちにしても保護者にしてもわからなかったんだという感じがするので、ここはぜひ改善をお願いしたいと思えます。

学校教育課長

0件ということで、確かに委員ご指摘のとおり、周知が徹底されていなかったところもあるかもしれませんので、その辺よく精査してまいります。

教育部長

今のアドバイザーもそうですけれども、基本的にこれらの多くの専門スタッフは学校の課題解決のために動くということで、学校でいろいろな課題があった場合に、この子についてはカウンセラーが対応したほうがいいかなとか、ソーシャルワーカーが対応したほうがいいのかなということで、学校の支援のために動いている部分があって、子どもたちや保護者の方に「どうぞ、相談が

あったら来てください」というような市民向けの相談窓口のようなイメージではないということです。

0件というのは、学校のほうでもひょっとしたら活用の方法がわからない部分あるのかもしれないので、こういう場合にはアドバイザーを活用してくださいというような、学校側への周知は必要なのかなと思います。

それから、特にこの方については医師の方なので、そこに行くまでにカウンセラーとか、そういうところで対応が済んでいるというパターンもあるかもしれません。

教育長

自分の経験からいうと、ある学校のときに性同一性障害というか、そういうような子どもさんがいて、まず最初にはやっぱり学校で対応しながら、スクールカウンセラーとかそういう部分で対応して、さらにお医者さんにつないでという部分があったりしましたが、そこまでいかないケースもある。なかなか難しいですね。

高橋委員

わかりました。

教育長

ほかにございませんか。じゃあ、先ほどの件について。

学校教育課長

時間をとりまして申し訳ありませんでした。

就学援助につきまして、入学準備金等は振込になります。それから、給食費等は現金で支給ということになります。

教育長

要保護・準要保護については、一旦学校に入って、そこから現金支給、そんな形だと思います。よろしいですか。

教育長

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

では、23ページまでの間については、この内容でということではよろしいでしょうか。

では、この点検・評価についてはここで終わらせていただきます。いいですか。

先ほど言いましたように基本目標2以降については次回に回すということをお願いいたします。なお、すみませんが、委員の方も目を通しておいってください。よろしくをお願いいたします。

以上で、協議事項のほうはこれで終わらせていただきます。

その他の部分で、(2)のほうから入ります。令和元年度教育委員の先進地視察研修計画(案)についてということで、事務局よりお願いいたします。

教育総務課長

それでは、令和元年度の教育委員の先進地視察計画について説明させていただきます。9ページをお開き願います。

日時につきましては、11月6日(水)から7日(木)にかけて

実施させていただきます。

日程といたしまして、第1日目は8時30分に庁舎のほうを出発いたしまして、本宮市立五百川小学校を視察させていただきたいと考えてございます。

なお、本宮市でございますが、台風第19号の被害によりまして7名の方が犠牲になられましたけれども、五百川小学校に確認させていただきまして、視察については大丈夫ということではありましたが、なお、もう一度確認させていただいて厳しい場合には変更させていただきますので、その辺りはご了承いただきたいと思います。

五百川小学校ではコミュニティースクール関係の研修をさせていただくということで、校長先生が福島県で唯一の文科省のコミュニティースクール推進員をされている先生でございますので、お話をお聞きして、それに対して質疑応答という形で研修をさせていただきたいというふうに考えてございます。

研修後、山形県の東根市のほうに向かいたいと思います。

第2日目は、最初に東根市の公益文化施設「まなびあテラス」を視察いたします。「まなびあテラス」につきましてはPFI方式、民間を活用しながら設置いたしました図書館や美術館の複合施設になります。こちらについて、概要説明・質疑応答・施設見学をしたいと思いますと考えてございます。

2時間ほど視察をいたしまして、13時から山形県西川町にあります西川小学校を視察したいと考えてございます。こちら、西川町には小学校5つあったんですが、それを1つに統合して、なおかつ学校の図書館を地域の方と共用するという形で、学校図書館の有効活用、それから地域との協力を進めておりますので、そちらのほうについて視察をした後、喜多方に戻ってきたいというふうに考えてございます。

計画案としては、以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

それでは、先進地視察の関係で説明あったわけなんですけど、これに対して委員の方から何かありましたら、よろしいですか。

では、先進地の視察研修については、11月6日から7日ということで、9ページにあるような内容で実施するというご希望をお願いします。

続いて2つ目ですが、令和元年度「喜多方市子ども議会」の実施についてということで、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、10ページごらんください。令和元年度「喜多方市子ども議会」の実施についてです。

「子ども議会」の目的はごらんのとおりになります。今年度は内容を変更いたしました。変更した点につきましては、これまで市内の小・中学校24校から代表児童生徒1名が参加しておりましたが、今年度は中学校のみとし、その分3年生の生徒全員が参加することとしました。

ただし、1度に全ての中学生は入り切れませんので、学校別に行います。一中・二中・三中・塩川中。小規模校の会北中・山都中・高郷中は合同で、合計5回実施となります。

3年生は、社会科において「民主政治と政治参加」を学習しますので、この体験的な学習により地方自治の基本的な考え方や地方公共団体の政治の仕組み、これは学習指導要領にあるんですが、これについて効果的に学習することができると思います。

開催期日・参加生徒・日程・内容等につきましては、記載のとおりになります。教育委員の皆様におかれましては、後でご案内差し上げたいと思いますので、ご都合のよい日にごらんいただければ幸いに存じます。

以上でございます。

教育長

あわせて、何でもこうしたかもちょっとだけ説明していただくと助かります。

学校教育課長

これにつきましては、今までは各学校1人ということで、小学校6年生、中学校3年生1人ずつだったんですけども、1人だけではなくて全員にそういう場において体験をさせたいという思いが強くありまして、こういう形になりました。今、投票率の低下とか、あるいは政治に関して無関心であるとか、それから18歳選挙権というのも始まりました。そういうこともありまして、ぜひ先ほど申し上げましたとおり学習のねらい、そういうものを達成させていきたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

どうですか。

では、「喜多方市の子ども議会」について、10ページの内容のように変更して行うということですが、この内容等につきまして委員の皆様方ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。

教育長

よろしいですか。

では、「子ども議会」については、10ページにあるような内容で今年度進めていくということをお願いいたします。

前後しますが、その他の（１）教育長及び各委員からということでもあります。私からは特にございませんが、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<なしの声あり>

教育長

それでは、９番連絡事項のほうに入ります。

令和元年度教育委員会会議の開催日程（案）についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、11ページをお開き願います。教育委員会会議の開催日程ということで、令和元年度の案につきましては、今現在変更ございませんので、よろしくお願いいたします。

なお、今年は高郷町の「カイギュウランド」のほうに出向いて定例会を開催するというので、当初11月を予定しておりましたが、11月はほかの行事との関係でスケジュール的に厳しい状況がございますので、12月で検討を進めておりますので、次回でお示しさせていただきたいと思っております。

下の欄、今後の日程につきまして、前回もお知らせいたしましたが、まず、耶麻支会の秋季研修会でございますが、10月29日（火曜日）15時半から17時ということで、市役所の大会議室を予定してございます。

先進地視察研修につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

最後でございますが、令和元年度福島県市町村教育委員会新任教育委員研修会ということで、11月20日（水）13時10分から15時30分、福島県庁の本庁舎5階にある正庁で開催されます。こちらにつきましては、大森委員の出席をお願いいたします。

予定につきましては、以上でございます。

教育長

ただいま事務局より、教育委員会の会議の日程及びその他研修会等の日程について説明ありました。委員の皆様から、これについて何かございましたら、お願いいたします。

<なしの声あり>

教育長

よろしいですか。では、このような日程で進むということで御承知おき願います。

連絡事項について以上なんですけど、ほかに何か連絡等ありましたらお願いいたします。もし委員の皆様からありましたら、お願いいたします。

教育長                    よろしいですか。  
                                 <なしの声あり>

教育長                    それでは、逆にちょっと早めに終わってしまいますが、これからやっても、中途半端になってしまうので、きょうはここで終わらせていただきますが、よろしいですか。

教育長                    では、以上をもちまして本日の教育委員会の定例会のほうを閉じたいと思います。

                                 閉会時刻であります、午前11時38分ということでお願いいたします。

                                 お疲れさまでした。

閉会（午前11時38分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐